証券コード　9419
平成26年３月４日

株　主　各　位

東京都品川区東品川二丁目２番20号
株式会社ワイヤレスゲート
代表取締役ＣＥＯ　池　田　武　弘

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年３月25日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

［インターネット等による議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成26年３月25日（火曜日）午後５時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、44頁から46頁に記載のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成26年３月26日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都品川区東品川二丁目３番15号
第一ホテル東京シーフォート３階　ハーバーサーカス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第10期（平成25年１月１日から平成25年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期（平成25年１月１日から平成25年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役４名選任の件
４．招集にあたっての決定事項
(1) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
(3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.wirelessgate.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成25年１月１日から
平成25年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の成長戦略や日本銀行の金融政策等による景気回復への期待から円安・株価上昇が進み、企業収益は改善してきました。また、雇用情勢も改善し、個人消費が持ち直す中で、東京五輪の開催が2020年に決定する等、次第に景気回復へ向かうことが期待される状況で推移いたしました。

無線データ通信サービスを取り巻く環境につきましては、スマートフォンやタブレット端末の出荷台数は堅調に推移していると見られ、今後も引き続き無線データ通信サービスに対する需要は拡大していくものと思われます。

このような事業環境の下、当社グループは、主力のワイヤレス・ブロードバンド事業の新規会員獲得に注力し、当連結会計年度末におけるワイヤレス・ブロードバンド事業の会員数は約42万人となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高は7,055,499千円（前年同期比28.3％増）、営業利益は785,650千円（前年同期比31.6％増）、経常利益は784,517千円（前年同期比36.2％増）、当期純利益は483,145千円（前年同期比14.1％増）となりました。

当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。事業ごとの取組みは以下のとおりであります。

（ワイヤレス・ブロードバンド事業）

イ．公衆無線ＬＡＮサービス

家電量販店において積極的な告知活動を行うとともに、携帯電話販売店における取扱いを段階的に拡大させる等、新規会員の獲得に力を入れてまいりました。この結果、当連結会計年度における公衆無線ＬＡＮサービスの売上高は833,374千円（前年同期比1.5％増）となりました。

ロ．モバイルインターネットサービス

新規会員の更なる獲得を図るべく、家電量販店における積極的なキャンペーンの展開に注力いたしました。この結果、当連結会計年度におけるモバイルインターネットサービスの売上高は6,184,270千円（前年同期比32.5%増）となりました。

（ワイヤレス・プラットフォーム事業）

ワイヤレス・ブロードバンド事業の基盤プラットフォームを活用した電話リモートサービス（平成25年６月開始）の新規会員獲得に注力し、収益源の更なる拡大を図ってまいりました。この結果、当連結会計年度におけるワイヤレス・プラットフォーム事業の売上高は37,017千円（前年同期比273.6%増）となりました。

（その他）

「ヨドバシカメラ@wig card（プリペイドカード）プラン」の販売等になります。当連結会計年度は837千円（前年同期比48.5%減）の売上高となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資（無形固定資産含む）の総額は10,884千円であり、その主なものは、当社事業における通信機器やソフトウェアの取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第７期 (平成22年12月期)	第８期 (平成23年12月期)	第９期 (平成24年12月期)	第10期 (当連結会計年度) (平成25年12月期)
売上高(千円)	－	－	5,500,950	7,055,499
経常利益(千円)	－	－	575,891	784,517
当期純利益(千円)	－	－	423,488	483,145
１株当たり当期純利益(円)	－	－	190.48	48.85
総資産(千円)	－	－	2,492,242	3,481,939
純資産(千円)	－	－	1,534,034	2,064,337
１株当たり純資産額(円)	－	－	628.47	206.18

(注) １．第９期より連結計算書類を作成しているため、第８期以前の各数値は記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

３．平成24年５月16日付で株式１株につき100株の株式分割を行っております。第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

４．平成25年９月１日付で株式１株につき２株の株式分割を、また平成26年１月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。第10期（当連結会計年度）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第７期 (平成22年12月期)	第８期 (平成23年12月期)	第９期 (平成24年12月期)	第10期 (当事業年度) (平成25年12月期)
売上高(千円)	1,154,497	3,440,852	5,500,950	7,055,499
経常利益(千円)	113,459	386,521	577,402	784,280
当期純利益(千円)	177,318	279,208	425,048	483,914
１株当たり当期純利益(円)	9,094.65	13,545.90	191.19	48.93
総資産(千円)	764,736	1,394,862	2,495,983	3,484,133
純資産(千円)	443,132	722,340	1,535,594	2,066,666
１株当たり純資産額(円)	21,498.76	35,044.65	629.11	206.41

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
２．平成24年５月16日付で株式１株につき100株の株式分割を行っております。第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。
３．平成25年９月１日付で株式１株につき２株の株式分割を、また平成26年１月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。第10期（当事業年度）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ	10,000千円	100.0%	無線通信サービスに関する研究開発 ネットワークシステムの運用保守
株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ	50,000千円	100.0%	オンラインサービスの提供

(4) 対処すべき課題

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 新規事業領域への展開について

当社グループは設立以来、ワイヤレス・ブロードバンドサービスを主に個人向けに提供することで事業を拡大してまいりました。今後も更なる成長に向けて、無線データ通信市場及び関連性の高い事業領域で新規事業を立ち上げてまいります。また、新規に開始したWi-Fi環境イネーブラー事業等の開始間もない事業は、早期に事業基盤を確立し収益に貢献できるように取り組んでまいります。

② 販売チャネルの拡充について

現在は株式会社ヨドバシカメラ経由での新規サービス加入者の構成比率が高く、同社への依存度が高い状態にあります。今後、住友商事株式会社を通じた大手携帯電話販売店との契約締結等により販売チャネルの拡充を図り、当該依存度を低下させることに取り組んでまいります。

③ 有能な人材の獲得、育成

当社グループ事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の獲得及び育成が重要であると考えております。そのために、事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を適時採用する他、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の強化について

当社グループ事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査役や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年12月31日現在）

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業を展開しております。その主な内容は次のとおりであります。

（ワイヤレス・ブロードバンド事業）

イ．公衆無線ＬＡＮサービス

東海道新幹線（東京～新大阪間）のN700系車内や主な鉄道の駅ホームやコンコース、空港、大手カフェチェーンや大手ファストフードチェーンの各店舗内など全国４万ヶ所以上で利用できる無線ＬＡＮを利用した高速インターネット接続サービスです。

ロ．モバイルインターネットサービス

当社グループが提供する公衆無線ＬＡＮサービスの他に、通信事業者より提供を受けているＷｉＭＡＸ及びＬＴＥ等の通信網を併せて利用することができ、非常に広域なエリアで高速インターネット接続を行うことができる無線通信サービスです。

（ワイヤレス・プラットフォーム事業）

当社グループのワイヤレス・ブロードバンド事業の基盤プラットフォームである、ＩＤ・パスワードの認証プラットフォームと課金プラットフォームを他の通信事業者や法人に提供しております。

(6) 主要な営業所（平成25年12月31日現在）

① 当社

本社：東京都品川区

② 子会社

株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ　　本社：神奈川県横浜市西区
株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ　本社：神奈川県横浜市西区

(7) 使用人の状況（平成25年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
13（2）名	3（2）名増

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12（2）名	2（2）名増	35.9歳	2.5年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成25年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　　14,400,000株

（注）平成25年７月19日開催の取締役会決議により、平成25年９月１日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は7,200,000株増加しております。

② 発行済株式の総数　　5,006,200株

（注）発行済株式の総数は、2,565,300株増加しております。増加理由は以下のとおりであります。

・平成25年９月１日付で１株を２株に株式分割したことによる増加　2,493,900株

・ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加　71,400株

③ 株主数　　1,976名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ヨドバシカメラ	708,200株	14.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	554,900株	11.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	252,200株	5.0%
池田武弘	245,400株	4.9%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ エージェント ビーエヌワイエム エイエス イー エイ ダッチ ペンション オムニバス １４００１６	212,200株	4.2%
藤沢昭和	200,000株	4.0%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	182,800株	3.7%
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	133,100株	2.7%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー ５０５０４１	120,000株	2.4%
坂巻和彦	100,000株	2.0%

（注）自己株式は保有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年12月31日現在）

旧商法に基づき発行した新株予約権

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成17年２月25日	平成18年２月28日
新株予約権の数		600個	700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１		普通株式 120,000株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式 140,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり70,000円 （１株当たり350円）	新株予約権１個当たり73,000円 （１株当たり365円）
権利行使期間		平成17年３月１日から平成27年２月28日まで	平成19年２月26日から平成29年２月25日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 54個 目的となる株式数 10,800株 保有者数 1名	新株予約権の数 424個 目的となる株式数 84,800株 保有者数 2名

（注）１．当社は、平成24年５月16日付で１株を100株とする株式分割、平成25年９月１日付で１株を２株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、第１回新株予約権が120,000株、第２回新株予約権が140,000株となっております。

２．新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

(1) 本新株予約権の権利者が、会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合。

(2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

(3) 本新株予約権の権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
(4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合。
(5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
(6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
(7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
(8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合。
(9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合。
(10) 本新株予約権の権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社に対する義務に違反した場合。

② 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

③ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社法に基づき発行した新株予約権

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		平成20年３月28日	平成21年３月31日
新株予約権の数		1,900個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１		普通株式 380,000株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式 6,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり73,000円 （１株当たり365円）	新株予約権１個当たり73,000円 （１株当たり365円）
権利行使期間		平成21年１月26日から平成31年１月25日まで	平成22年２月25日から平成32年２月24日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,500個 目的となる株式数 300,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名

		第５回新株予約権
発行決議日		平成22年12月20日
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１		普通株式　200,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり73,000円 （１株当たり365円）
権利行使期間		平成22年12月21日から 平成32年12月20日まで
行使の条件		（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,000個 目的となる株式数　200,000株 保有者数　2名

（注）１．当社は、平成24年５月16日付で１株を100株とする株式分割、平成25年９月１日付で１株を２株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、第３回新株予約権が380,000株、第４回新株予約権が6,000株、第５回新株予約権が200,000株となっております。

２．新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

(1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合。

(2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

(3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

(4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。
(5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
(6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
(7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
(8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合。
(9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合。
(10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合。

② 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

③ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成25年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役ＣＥＯ	池田武弘	株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ代表取締役 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ取締役
取締役ＣＯＯ	原田実	セールス・マーケティンググループ長 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ代表取締役 株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ取締役
取締役	小島聡	コーポレート・マネジメントグループ長 株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ監査役 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ監査役
取締役	渡邊龍男	株式会社オールアバウト常勤監査役
常勤監査役	若本英徳	ジェノダイブファーマ株式会社取締役
監査役	山田啓之	エイジックス株式会社代表取締役 クックパッド株式会社取締役
監査役	杉山和彦	一般社団法人与信管理協会監事

（注）１．取締役渡邊龍男氏は、社外取締役であります。
２．監査役山田啓之氏及び杉山和彦氏は、社外監査役であります。
３．監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、渡邊龍男氏、山田啓之氏及び杉山和彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	４名 （１名）	76,200千円 （5,100千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	25,650千円 （11,400千円）
合計 （うち社外役員）	７名 （３名）	101,850千円 （16,500千円）

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成23年11月16日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成24年５月16日開催の臨時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役渡邊龍男氏は、株式会社オールアバウトの常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役山田啓之氏は、エイジックス株式会社の代表取締役、及びクックパッド株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役杉山和彦氏は、一般社団法人与信管理協会の監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　　渡　邊　龍　男	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。他の上場会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役　　山　田　啓　之	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回全てに出席いたしました。税理士としての専門的な知識、経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役　　杉　山　和　彦	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回全てに出席いたしました。元上場会社の代表取締役としての経験に基づき適宜発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）

16,200千円

ロ．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16,200千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念として掲げた「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」の実現のため、法令及び定款を遵守しながら社会全体の利益となるべく事業を遂行します。取締役及び使用人による法令及び定款の遵守を徹底するために関連規程を整備し、また教育により周知徹底を図ります。

当社事業が法令及び定款を遵守していることについて、内部監査規程に基づく内部監査を実施し、確認します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、法令に準じて制定する「文書管理規程」及びその他の関連諸規程に従って保存及び管理を行います。取締役会議事録、稟議書等取締役が意思決定を行った記録（電磁的方法による記録を含む）の作成、保存、管理及び廃棄等の手続きと管理を適正に実施します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対処すべく、リスク管理規程を制定し、同規程に基づき各グループ長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握を行います。

グループ長会議にて当該リスク情報を共有し、具体的行動のための指示や連絡を行い、特に重要なリスクについては、取締役会において対応策を協議し実行します。

④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

取締役会を毎月定期的に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して機動的に経営上の重要な経営意思決定を行います。

取締役会では、経営計画の達成のために必要な施策を立案・推進し、各取締役による職務執行の状況を相互に監督し、その業務の適正性を確保します。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の業務の適正を確保するために、当社は「関係会社管理規程」を制定し、子会社の経営や事業上の重要な事項について必要な管理を行います。また、子会社各社に対して当社役員及び社員を派遣し、子会社業務の監督を行い当社に報告します。

当社の内部監査は、子会社の状況についても監査の対象に含め、当社グループ全体として適正な業務遂行を確認します。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役は監査役の要請に応じて適切な人材を配置します。監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、また、取締役は当該人材に係る人事考課・人事異動及び懲戒処分に処する際は、事前に監査役に報告し必要な場合には監査役の同意を得ます。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとします。

⑧　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各監査役は取締役会に出席し、議事に対して必要な助言又は勧告を行います。

監査役は、月１回の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催し、各監査役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行います。

会計監査に係る会計監査人からの定期的な報告のほか、監査役会が必要と認める場合に弁護士や公認会計士等の専門家との連携が行える体制を構築します。

⑨　反社会的勢力を排除するための体制

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また、これらの圧力に対しても警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で臨みます。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

（平成25年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,186,574	流動負債	1,411,611
現金及び預金	2,481,613	買掛金	930,777
売掛金	660,924	未払金	134,344
繰延税金資産	28,204	未払法人税等	311,645
その他	19,784	その他	34,843
貸倒引当金	△3,952	固定負債	5,990
固定資産	295,364	資産除去債務	5,990
有形固定資産	55,451	負債合計	1,417,601
建物	9,232	（純資産の部）	
その他	46,219	株主資本	2,064,337
無形固定資産	12,398	資本金	833,820
投資その他の資産	227,514	資本剰余金	773,210
保険積立金	204,635	利益剰余金	457,306
繰延税金資産	10,355	純資産合計	2,064,337
その他	12,523		
資産合計	3,481,939	負債純資産合計	3,481,939

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成25年１月１日から
平成25年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**7,055,499**
売上原価		**4,890,105**
売上総利益		**2,165,393**
販売費及び一般管理費		1,379,742
営業利益		**785,650**
営業外収益		
受取利息	6	
その他	264	271
営業外費用		
株式交付費	1,191	
その他	212	1,404
経常利益		**784,517**
税金等調整前当期純利益		**784,517**
法人税、住民税及び事業税	317,841	
法人税等調整額	△16,469	301,372
当期純利益		**483,145**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成25年１月１日から
平成25年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
平成25年１月１日残高	810,241	749,631	△25,838	1,534,034	1,534,034
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	23,579	23,579	－	47,158	47,158
当期純利益	－	－	483,145	483,145	483,145
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	23,579	23,579	483,145	530,303	530,303
平成25年12月31日残高	833,820	773,210	457,306	2,064,337	2,064,337

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

・連結子会社の数	２社
・連結子会社の名称	株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① たな卸資産の評価基準及び評価方法	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
② 固定資産の減価償却の方法	
イ．有形固定資産（リース資産を除く）	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　５～15年 その他　５～15年
ロ．無形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
③ 繰延資産の処理方法	
株式交付費	支出時に全額費用として処理しております。
④ 重要な引当金の計上基準	
貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項	
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　50,702千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,440,900株	2,565,300株	－株	5,006,200株

(変動事由の概要)

平成25年９月１日付で１株を２株に株式分割したことによる増加　2,493,900株

ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加　71,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年３月26日定時株主総会	普通株式	250,310千円	利益剰余金	50円	平成25年12月31日	平成26年３月27日

(注) １株当たり配当額は、記念配当(創立10周年記念)10円を含んでおります。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第１回新株予約権	普通株式	10,800株
第２回新株予約権	普通株式	84,800株
第３回新株予約権	普通株式	300,000株
第４回新株予約権	普通株式	5,000株
第５回新株予約権	普通株式	200,000株
第８回新株予約権	普通株式	8,600株
合計		609,200株

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、その流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、２ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	2,481,613	2,481,613	－
② 売掛金	660,924	660,924	－
資産計	3,142,538	3,142,538	－
① 買掛金	930,777	930,777	－
② 未払金	134,344	134,344	－
③ 未払法人税等	311,645	311,645	－
負債計	1,376,767	1,376,767	－

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

① 買掛金、② 未払金、③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　206円18銭

(2) １株当たり当期純利益　　48円85銭

（注）平成25年９月１日付で株式１株につき２株の株式分割を、また平成26年１月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算出しております。

６．重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

当社は、平成25年12月５日開催の取締役会決議に基づき、平成26年１月１日付で株式分割を実施いたしました。

(1) 分割の方法

平成25年12月31日（火）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年12月30日（月））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を１株につき２株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式の分割前の発行済株式総数	5,006,200株
今回の分割により増加した株式数	5,006,200株
株式分割後の発行済株式総数	10,012,400株
株式分割後の発行可能株式総数	28,800,000株

(3) 日程

基準日公告日	平成25年12月13日（金）
基準日	平成25年12月31日（火）※実質的な基準日は平成25年12月30日（月）
効力発生日	平成26年１月１日（水）

(4) １株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「５．１株当たり情報に関する注記」に記載しております。

貸借対照表

（平成25年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,078,768**	**流動負債**	**1,411,476**
現金及び預金	2,373,241	買掛金	932,667
売掛金	660,924	未払金	134,093
前払費用	19,562	未払法人税等	310,599
繰延税金資産	28,164	預り金	3,351
その他	827	前受収益	9,348
貸倒引当金	△3,952	その他	21,415
固定資産	**405,364**	**固定負債**	**5,990**
有形固定資産	**55,451**	資産除去債務	5,990
建物	9,232	**負債合計**	**1,417,466**
工具、器具及び備品	46,219	（純資産の部）	
無形固定資産	**12,398**	**株主資本**	**2,066,666**
ソフトウエア	12,398	**資本金**	**833,820**
投資その他の資産	**337,514**	**資本剰余金**	**773,210**
関係会社株式	110,000	資本準備金	773,210
長期前払費用	670	**利益剰余金**	**459,635**
保険積立金	204,635	その他利益剰余金	459,635
繰延税金資産	10,355	繰越利益剰余金	459,635
その他	11,853	**純資産合計**	**2,066,666**
資産合計	**3,484,133**	**負債純資産合計**	**3,484,133**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成25年１月１日から
平成25年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**7,055,499**
売上原価		**4,897,442**
売上総利益		**2,158,056**
販売費及び一般管理費		1,381,703
営業利益		**776,352**
営業外収益		
受取利息	1	
業務受託料	2,400	
受取家賃	6,910	
その他	20	9,331
営業外費用		
株式交付費	1,191	
為替差損	212	1,404
経常利益		**784,280**
税引前当期純利益		**784,280**
法人税、住民税及び事業税	316,795	
法人税等調整額	△16,429	300,365
当期純利益		**483,914**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成25年１月１日から
平成25年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成25年１月１日残高	810,241	749,631	749,631	△24,278	△24,278	1,535,594	1,535,594
事業年度中の変動額							
新株の発行	23,579	23,579	23,579	－	－	47,158	47,158
当期純利益	－	－	－	483,914	483,914	483,914	483,914
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	23,579	23,579	23,579	483,914	483,914	531,072	531,072
平成25年12月31日残高	833,820	773,210	773,210	459,635	459,635	2,066,666	2,066,666

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　５～15年
工具、器具及び備品　５～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金　　売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　50,702千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　　821千円
短期金銭債務　2,100千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高　　25,600千円
営業取引以外による取引高　9,310千円

４．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウエア	3,069千円
繰延資産償却超過額	6,436千円
前受収益	3,475千円
資産除去債務	2,135千円
未払事業税	23,157千円
その他	1,575千円
繰延税金資産合計	39,849千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,329千円
繰延税金負債合計	1,329千円
繰延税金資産の純額	38,520千円

当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	28,164千円
固定資産－繰延税金資産	10,355千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

５．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社ヨドバシカメラ	（被所有）直接 14.1%［4.0%］	営業取引	当社サービスに付随する物品の販売	828	売掛金	84
				当社サービスの販売代理	717,215	未払金	108,152

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
３．「議決権等の所有（被所有）割合」欄の［ ］内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

(2) 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ	（所有）直接 100.0%	当社ネットワークシステムの運用保守業務委託 管理業務受託 役員の兼任	管理業務受託等	4,655	その他流動資産	412
				運用保守業務委託	21,600	買掛金	1,890
子会社	株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ	（所有）直接 100.0%	オンラインでの販促支援業務委託 管理業務受託 役員の兼任	管理業務受託等	4,655	その他流動資産	408
				販促支援業務委託	4,000	未払金	210

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	池田　武弘	－	－	当社代表取締役CEO	（被所有）直接　4.9%	－	ストックオプションの権利行使（注）1、2	11,956	－	－
役員	原田　実	－	－	当社取締役COO	（被所有）直接　0.9%	－	ストックオプションの権利行使（注）2	11,972	－	－

（注）１．平成17年２月25日開催の当社第１回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
２．平成18年２月28日開催の当社第２回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　206円41銭

(2) １株当たり当期純利益　48円93銭

（注）平成25年９月１日付で株式１株につき２株の株式分割を、また平成26年１月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算出しております。

７．重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

当社は、平成25年12月５日開催の取締役会決議に基づき、平成26年１月１日付で株式分割を実施いたしました。

(1) 分割の方法

平成25年12月31日（火）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年12月30日（月））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を１株につき２株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式の分割前の発行済株式総数	5,006,200株
今回の分割により増加した株式数	5,006,200株
株式分割後の発行済株式総数	10,012,400株
株式分割後の発行可能株式総数	28,800,000株

(3) 日程

基準日公告日	平成25年12月13日（金）
基準日	平成25年12月31日（火）※実質的な基準日は平成25年12月30日（月）
効力発生日	平成26年１月１日（水）

(4) １株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「６．１株当たり情報に関する注記」に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年２月17日

株式会社ワイヤレスゲート
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　川　　一　之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥　見　　正　浩	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの平成25年１月１日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワイヤレスゲート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年２月17日

株式会社ワイヤレスゲート
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　川　　一　之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥　見　　正　浩	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの平成25年１月１日から平成25年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年２月19日

株式会社ワイヤレスゲート　監査役会

常勤監査役　若　本　英　徳　㊞

社外監査役　山　田　啓　之　㊞

社外監査役　杉　山　和　彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、利益配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき１株当たり40円の普通配当に創立10周年の記念配当10円を加え、１株当たり50円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式　１株につき金50円
配当総額　250,310,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年３月27日

２．その他の剰余金の処分に関する事項
該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を２年から１年に短縮するものであります。また、これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第21条（任期） 1.　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	第21条（任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜削　除＞

第３号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※1	松本洋一 （昭和38年３月７日）	平成元年４月　日本電信電話株式会社入社 平成12年１月　マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成12年11月　シンビアン株式会社入社 平成13年４月　シンビアン株式会社　ヘッド･オブ･プロフェッショナルサービス 平成14年４月　インテル株式会社入社 平成16年７月　株式会社トリプレットゲート（現当社）　監査役就任 平成17年７月　インテル株式会社　通信事業開発本部 本部長 平成18年11月　ArrayComm LLC入社　米国本社副社長兼日本支社長 平成21年３月　株式会社トリプレットゲート（現当社）　監査役退任 平成22年９月　アルバネットワークス株式会社入社　日本法人代表 平成23年８月　アルバネットワークス株式会社　取締役社長就任 平成26年１月　当社入社　新規事業推進室　室長（現任）	－株
2	池田武弘 （昭和47年４月12日）	平成11年４月　エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現　株式会社ＮＴＴドコモ）入社 平成16年１月　株式会社トリプレットゲート（現当社）設立　代表取締役社長就任 平成22年12月　株式会社トリプレットゲート（現当社）　代表取締役ＣＥＯ就任（現任） 平成24年11月　株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ　代表取締役就任（現任） 平成24年11月　株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ　取締役就任（現任）	245,400株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	小島（こじま）　聡（さとし） （昭和49年２月１日）	平成８年４月　隆祥産業株式会社（現　株式会社レクザム）入社 平成11年９月　株式会社ディスコ入社 平成22年10月　株式会社トリプレットゲート（現当社）入社　コーポレート・マネジメントグループマネージャー 平成23年３月　当社　取締役コーポレート・マネジメントグループ長就任（現任） 平成24年11月　株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ　監査役就任（現任） 平成24年11月　株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ　監査役就任（現任）	10,000株
※ 4	佐藤（さとう）眞衛（まきえ） （昭和25年２月１日）	昭和49年４月　株式会社ユニバーサルコンピューターサービス入社 昭和52年２月　デジタルコンピューター株式会社入社 昭和54年８月　インテルジャパン株式会社（現　インテル株式会社）入社 平成12年３月　インテル株式会社　常務取締役就任 平成13年３月　インテル株式会社　取締役副社長就任 平成14年２月　マキ・アソシエイツ有限会社（現マキ・アソシエイツ株式会社）設立代表取締役就任（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．佐藤眞衛氏は、社外取締役候補者であります。
４．佐藤眞衛氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただけることを期待したためであります。
５．当社は、佐藤眞衛氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額であります。
６．当社は、佐藤眞衛氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
７．「所有する当社の株式数」については、平成25年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net
（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

２．議決権行使のお取扱いについて

（１）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（２）議決権の行使期限は、平成26年３月25日（火曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（３）書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（４）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

３．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

（１）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（２）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（３）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

４．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

（１）パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a).ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b).PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader™または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

（２）携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（１）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

（２）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

６．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

＜会　場＞　東京都品川区東品川二丁目３番15号
　　第一ホテル東京シーフォート３階　ハーバーサーカス
＜交　通＞　・東京モノレール　「天王洲アイル」駅下車　中央口から徒歩約４分
　　・りんかい線　　「天王洲アイル」駅下車　Ａ出口から徒歩約８分
　　・ＪＲ品川駅　港南口（東口）より都営バスで約５分
　　「天王洲アイル循環」バス「天王洲アイル」下車
　　「りんかい線天王洲アイル駅」行きバス「天王洲アイル」下車
＜電　話＞　03-5460-4411

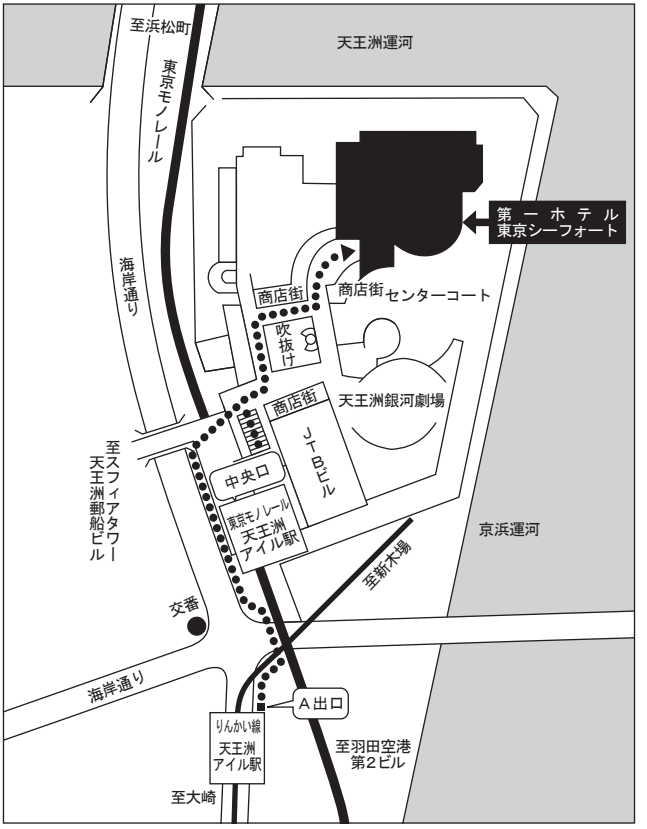

＊会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、公共交通機関をご利用願います。